

No. 27 日進市

担当部課名		TEL	直通・内線	FAX
建設部 下水道課		0561-73-2343	直通	0561-73-1871
住所	〒470-0192 日進市蟹甲町池下268		担当者氏名	本田 真人
URL	https://www.city.nisshin.lg.jp	E-mail	gesuido@city.nisshin.lg.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	332,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	414,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	548,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

- ・ 建築確認を伴う増改築時の入れ替えの場合は対象とならない
- ・ 浄化槽のみ新設の場合は対象とならない

(2) [令和8年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
14	12	2					28

前年度実績基数 (33基)

(3) [補助対象地域]

- ・ 市内の下水道法に基づく公共下水道の事業計画区域（北部処理区、梅森処理区、南部処理区）及び次に定める区域を除く全域
 - ① 農業集落排水事業区域（日進地区相野山処理区）
 - ② 既に大型合併処理浄化槽が設置されている三ヶ峯台、南山エピック及び五色園の各住宅団地（ただし、市長が特別に認めるものの建物は除く）
 - ③ その他市長が指定する区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ① 専用住宅において、既設のみなし浄化槽を廃止し、浄化槽を設置する者
- ② この要綱の施行の日以前からし尿くみ取り便所を所有し、専用住宅に浄化槽を設置する者

(6) [欠格要件]

- ① 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- ② 建物又は土地を借りている者で賃貸人の承諾が得られないもの
- ③ 自らの雑排水を浄化槽で処理することなく公共水域に放流する者
- ④ 自らの居住の用に供しない専用住宅に浄化槽を設置する者
- ⑤ 専用住宅を新築又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認申請を要する改築をすることに伴い浄化槽を設置する者
- ⑥ 11人槽以上の浄化槽を設置する者
- ⑦ 市税を滞納している者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ① 浄化槽法第5条第2項の規定による審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ② 設置場所の案内図
- ③ 配置図及び排水経路図
- ④ 建物又は土地を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑤ 浄化槽設置工事見積書及び工事請負契約書の写し
- ⑥ 登録浄化槽管理票（C票）
- ⑦ 浄化槽登録証の写し
- ⑧ 浄化槽保証登録証（市町村用）
- ⑨ 浄化槽設備士免状又は特別講習会修了証書の写し
- ⑩ 型式適合認定書、別添仕様書及び図面の写し
- ⑪ 市税納付状況確認同意書
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・ 提出期限：補助事業の完了後速やかに

当該年度の3月25日とする。ただし当該期日が日曜日及び土曜日に当たる場合は、その前日とする

- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査依頼書及び浄化槽法定検査契約書の写し
- ③浄化槽の設置に要した費用の領収書及び請求書の写し
- ④施工の写真
- ⑤浄化槽設備士によるチェックリスト
- ⑥浄化槽使用廃止届出書の写し（既設浄化槽の撤去を伴う場合に限る）
- ⑦浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑧その他市長が認める書類

（9）【 その他 】

既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限8万円の補助を行っている（下水道接続時のみ）

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください